
任意報告の拡充について

令和 6 年 10 月 17 日
事務局

- 1. 現在の任意報告様式**
2. カーボンリサイクル燃料について
3. Scope3について

現在のSHK制度における任意報告の状況

- 現在のSHK制度では、事業者の基礎情報及び温室効果ガスの排出量（基礎排出量、調整後排出量）のみが義務的報告事項となっている。
- 任意報告を通じて**脱炭素化に積極的に取り組む事業者が評価**されることや、報告された情報の**社会的理解・適切な評価を促す**ことが重要。
- 公表・開示される情報に対する理解の増進のため、排出量の報告にあわせて関連情報を報告できる任意報告様式が用意されている。

関連情報の提供件数（令和3年度排出量分）

	事業者に係る情報	特定事業所に係る情報
特定事業所排出者	14事業者	28事業所
特定輸送排出者	0事業者	-
合計	42事業者・事業所	

任意報告事項（1/2）

項目		記入方法・記入内容	
1. 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報		自由記述	
2. 温室効果ガスの排出原単位の増減の状況に関する情報		自由記述	
3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ① 省エネルギーの取組状況 ② 再生可能エネルギーの使用状況 ③ エネルギー転換の状況（電化、燃料転換等） ④ その他の実施した措置（工業プロセスの変更、農業方法の変更等） 	自由記述 + 詳細URL	
4. 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報		自由記述	
5. 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量並びに吸収量等に関する情報	(1) 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量に関する情報	① サプライチェーン排出算定・削減の取組	自由記述 + 詳細URL
		② 企業グループ全体の温室効果ガスの排出量	t-CO ₂ 算定対象範囲その他の詳細 + 詳細URL
	(2) 他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報		自由記述 + 詳細URL
	(3) 調整後温室効果ガス排出量の調整に活用したクレジット以外のクレジットの取得・活用に関する状況		自由記述 + 詳細URL
	(4) 自らの温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報		自由記述 + 詳細URL
6. 温室効果ガスの排出量等の信頼性向上に関する情報	① 温室効果ガスの排出量等に対する自らの確認に関する情報		自由記述 + 詳細URL
	② 温室効果ガスの排出量等に対する第三者による検証又は保証に関する情報		自由記述 + 詳細URL

任意報告事項（2/2）

項 目		記入方法・記入内容
7.気候変動関連の目標、計画及び情報開示に関する情報	(1) 気候変動関連の目標に関する情報（長期目標から順に記載）	目標年又は年度 基準年又は年度 目標詳細（目標の対象、目標値等） 目標に対する進捗状況 詳細URL
	(2) 気候変動関連の計画に関する情報	自由記述 + 詳細URL
	(3) 気候変動関連の情報開示に関する情報	① TCFD提言への賛同
② 具体的な情報開示の取組状況		自由記述 + 詳細URL
8.その他の情報		自由記述

【参考】任意報告様式への記載内容例（令和3年度分排出量）

■ 特定事業所排出者が提供した関連情報の回答状況は下表のとおり。

任意報告事項	特定事業所 排出者	事業所	記載例
1. 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報	6件	21件	<ul style="list-style-type: none"> ● 排出量の増減の要因に関する記載 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 燃料の転換 ✓ 生産量の増減等、事業の状況 ● 算定に関する補足
2. 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報	4件	13件	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去からの排出原単位の変化 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現在及び過去の排出原単位の値 ✓ 排出原単位の増減の理由
3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報	7件	18件	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 運転管理の工夫、コージェネレーションによる削減効果の記載、石炭燃焼比率の低減、太陽光パネルの設置、高効率設備への更新、節電対策による機器の停止等
4. 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報	5件	7件	<ul style="list-style-type: none"> ● 算定方法の内容 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 活用した値の根拠・出所 ✓ 実測による算定に関する補足 ● 燃料・電力量等の管理方法 <ul style="list-style-type: none"> ✓ EMS、サーバーによる管理等
5. その他の情報	8件	13件	<ul style="list-style-type: none"> ● 排出削減目標、環境に関する取組 ● 算定対象外の温室効果ガス発生量

1. 現在の任意報告様式
2. **カーボンリサイクル燃料について**
3. Scope3について

カーボンリサイクル燃料に係るカウントルールの措置について

- 令和6年6月の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」のCCS及びCCUの扱いについての議論において、回収量については、原排出者と利用者間の合意により削減価値を移転できる枠組みとし、カーボンリサイクル燃料利用に伴う削減価値を持つ者が、基礎排出量から控除できることとした。
- 利用者側が削減価値を持つ場合、原排出者ではCO₂を排出せずに回収を実施しているが算定結果には現れず、回収による排出削減への寄与が評価されづらいことから任意報告欄に回収量を記入することについて、検討すべき論点として示された。

<利用者側が価値を主張する場合の例>



排出	3,000	3,000	価値移転に関する合意	▲3,000	3,000
----	-------	-------	------------	--------	-------

方向性（案）

- 利用側で排出計上しない場合、原排出者側が排出を計上することとなり、回収を行った事実が報告内容に現れない。原排出者のCO₂回収を制度として見える化するため、任意報告として「回収量」を報告・公表できることとし、原排出者が回収という行為によって世の中全体の排出削減に貢献していることを適切に評価されるようにしてはどうか。

（2）他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報

- ① 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して製品等に利用することで他の者の温室効果ガス排出量の削減に寄与した量に関する情報

回収した二酸化炭素の量	t-CO ₂
回収した二酸化炭素の用途等に関する情報	

詳細URL

- ② その他他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報

詳細URL

1. 現在の任意報告様式
2. カーボンリサイクル燃料について
3. **Scope3**について

気候関連情報に対するステークホルダーの関心の高まり

- 自社の温室効果ガス排出量のみならず、サプライチェーンの上流や下流（原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など）から発生する温室効果ガス排出量も含めたサプライチェーン排出量への関心が高まっている。
- サプライチェーン排出量 = **Scope1排出量** + **Scope2排出量** + **Scope3排出量**
- GHGプロトコルの「Scope3基準」では、Scope3は**15のカテゴリに分類**されている。

サプライチェーンにおける温室効果ガス排出



○の数字はScope3のカテゴリ

Scope 1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス等)

Scope 2 : 他人から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope 3 : Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他者の排出)

【参考】Scope3の15のカテゴリ分類

Scope3カテゴリ		該当する活動（例）
1	購入した製品・サービス	原材料の調達、パッケージングの外部委託、消耗品の調達
2	資本財	生産設備の増設（複数年にわたり建設・製造されている場合には、建設・製造が終了した最終年に計上）
3	Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー活動	調達している燃料の上流工程（採掘、精製等） 調達している電力の上流工程（発電に使用する燃料の採掘、精製等）
4	輸送、配送（上流）	調達物流、横持物流、出荷物流（自社が荷主）
5	事業から出る廃棄物	廃棄物（有価のものは除く）の自社以外での輸送（※1）、処理
6	出張	従業員の出張
7	雇用者の通勤	従業員の通勤
8	リース資産（上流）	自社が賃借しているリース資産の稼働 （算定・報告・公表制度では、Scope1,2に計上するため、該当なしのケースが大半）
9	輸送、配送（下流）	出荷輸送（自社が荷主の輸送以降）、倉庫での保管、小売店での販売
10	販売した製品の加工	事業者による中間製品の加工
11	販売した製品の使用	使用者による製品の使用
12	販売した製品の廃棄	使用者による製品の廃棄時の輸送（※2）、処理
13	リース資産（下流）	自社が賃貸事業者として所有し、他者に賃貸しているリース資産の稼働
14	フランチャイズ	自社が主宰するフランチャイズの加盟者のScope1,2に該当する活動
15	投資	株式投資、債券投資、プロジェクトファイナンスなどの運用
その他（任意）		従業員や消費者の日常生活

※ 1 Scope3基準及び基本ガイドラインでは、輸送を任意算定対象としています。

※ 2 Scope3基準及び基本ガイドラインでは、輸送を算定対象外としていますが、算定頂いても構いません。

SHK制度におけるScope3の扱い

- 現行のSHK制度においては、任意報告でScope3の排出量を報告することが可能。

5. 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量並びに吸収量等に関する情報

(1) 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量に関する情報

① サプライチェーン排出量算定・削減の取組

詳細URL

② 企業グループ全体の温室効果ガスの排出量

 t-CO₂

算定対象範囲（国内事業者のみ、国外事業者も含む等）その他の詳細

詳細URL

(2) 他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報

① 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して製品等に利用することで他の者の温室効果ガス排出量の削減に寄与した量に関する情報

回収した二酸化炭素の量	t-CO ₂
回収した二酸化炭素の用途等に関する情報	

詳細URL

② その他他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報

詳細URL

(3) 調整後温室効果ガス排出量の調整に活用したクレジット以外のクレジットの取得・活用に関する状況

詳細URL

(4) 自らの温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報

詳細URL

Scope3の算定方法

■ Scope3排出量の算定方法は以下の2種類がある。

① 関係する取引先から排出量の提供を受ける方法（＝1次データを利用する方法）

- 取引先から「●●年度の貴社向け生産に係る総排出量は××トンでした」のような報告を受ける。

② “活動量（取引金額・重量など）×排出原単位（×地球温暖化係数）”という算定式により、自社で排出量を推計する方法

- 活動量（取引金額・重量など）を自社で収集
- 排出原単位は、統計値的な値（＝2次データ）を使用

■ 実態に即した排出量の正確な把握という観点からは、①により算定することが望ましいが、現実的に難しい場合があり、②による算定を行うことが考えられる。

■ ②による算定は、算定範囲の設定や活動量・排出原単位の精度によって算定の不確実性が生じる。なお、排出原単位は統計値的な値を用いるため、取引先の削減努力は反映されない。

GHGプロトコル等におけるScope3の扱い

- GHGプロトコルやISO14064-1:2018では、Scope3の算定は任意となっている。

温室効果ガス排出量の算定基準におけるScope3の扱い

項目	GHGプロトコル	ISO14064-1:2018
概要	事業者が任意で排出量の算定・報告を行う際の国際基準	組織が任意で排出量の算定・報告を行う際の国際規格（GHGプロトコルを参考としている）
算定範囲	Scope1と2は義務、Scope3は推奨 Scope1: 温室効果ガスの直接排出 Scope2: 他者から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴う温室効果ガスの間接排出 Scope3: その他の温室効果ガスの間接排出	a)の排出量は義務、吸収量は推奨、b)～f)は有意※であれば義務 a)直接的な排出量及び吸収量 b)他から供給されたエネルギーからの間接的な排出量 c)輸送による間接的な排出量 d)使用した製品による間接的な排出量 e)出荷された製品の使用に付随する間接的な排出量 f)その他の排出源からの間接的なGHGの排出量
Scope3の扱い（任意/義務）	任意（推奨）	任意
Scope3の対象・区分	電気・熱以外の間接排出をカテゴリ1～15に分けて定義	間接排出を5つのカテゴリーに分けて定義 そのうち、カテゴリーc)～f)がScope3に相当 なお、カテゴリーf)はその他であり、投資、フランチャイズ等対象範囲は組織自身が設定

※有意性の評価は、事業者に一任されている。有意性の評価基準として、排出量の大きさ／量、排出源／吸収源に対する影響レベル、情報へのアクセス、並びに、付随するデータの正確性のレベル（組織及びモニタリングの複雑さ）、リスクアセスメント又はその他の手順（例：購入者の要求事項、規制要求事項、利害関係者の関心、事業規模等）を使用してもよいとされている。詳しい手引きは、附随書Hに記載されている。

GHGプロトコルの算定・報告基準の採用状況

- GHGプロトコルは温室効果ガス排出量の算定・報告のデファクトスタンダードとなっている。TCFD・CDP・SBTi・RE100・PCAF・IFRS等では、GHGプロトコルを算定・報告基準として採用している。

略称	概要
TCFD ※	G20財務大臣・中央銀行総裁の要請を受け、金融安定理事会（FSB）の下に2015年に設立された「気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」。 TCFDは2017年に最終報告書を公表し、気候変動関連リスク・機会について「ガバナンス」「戦略」「リスクマネジメント」「指標と目標」という4つの観点から情報開示を行うことを企業等に求めている。
CDP	2000年に発足した国際NGO。各種プログラムを通じ、企業や自治体等に対して自らの環境影響の開示を求める。
SBTi	企業がパリ協定と整合した温室効果ガスの排出量の削減目標を設定し、認定を取得する国際的なイニシアティブ。
RE100	企業が事業で使用する全ての電力を再生可能エネルギー由来の電力で賄うことを目指す国際的なイニシアティブ。
PCAF	金融機関が自らの投融資に係る温室効果ガス排出量を算定・報告する手法を開発する国際的なパートナーシップ。「The Global GHG Accounting and Reporting Standard for the Financial Industry」を2020年に発行した。
IFRS (ISSB)	2023年6月、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）は、サステナビリティ関連情報の開示基準であるIFRS基準（全般的要求事項を規定したS1号、気候関連基準を規定したS2号で構成）を公表した。S2号は企業に対し、GHGプロトコルに基づいたScope3排出量の算定・開示を要求。

GHGプロトコル

算定・報告基準として採用

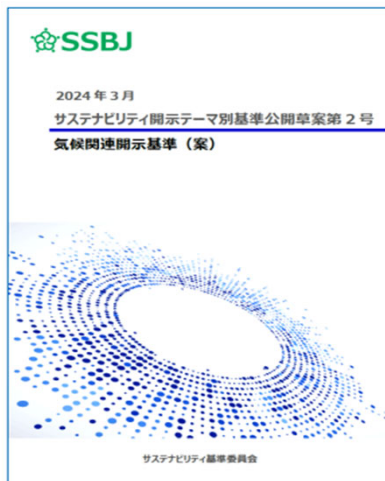
※2024年よりTCFDの企業の気候関連情報開示の進捗を監視する業務がISSBに引き継がれた。

出所) <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/07/foundation-welcomes-tcf-d-responsibilities-from-2024/>

Scope3の算定・活用の広がり SSBJ

- 2023年6月、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）は、サステナビリティ関連情報の開示基準であるIFRS基準（全般的要求事項を規定したS1号、気候関連基準を規定したS2号で構成）の案を公表した。S2号の案では企業に対し、**GHGプロトコルに基づいたScope3排出量を算定・開示することを求めている**。
- IFRS基準の公表を受け、日本版開示基準策定を担うサステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、大部分をIFRS基準と整合させつつ、「SSBJ独自の取り扱い」を加えた開示基準の草案を策定。
- 草案において、GHGプロトコルと異なる方法により測定する場合として、地球温暖化対策推進法に基づく報告に用いた排出量データを用いることを認めている。
- 2025年3月には草案の最終化。**2026年以降の導入および任意適用開始が検討されており、当面の適用企業は「プライム市場上場企業ないしはその一部」が想定**されている。企業等の準備期間を考慮し、当該企業から段階的に導入する案を基本線としつつ、検討されている。
- なお、欧州サステナビリティ開示基準（ESRS）においては、2024年より一部企業（大会社に該当し、かつ従業員500名以上の上場企業や銀行）のScope3開示が義務化される一方、米国証券取引所（SEC）気候関連開示規則の最終版においては、Scope3の開示要求が削除されている。

※サステナビリティ開示基準のあり方及び適用対象・適用の方向性については、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（金融庁）において検討されている。



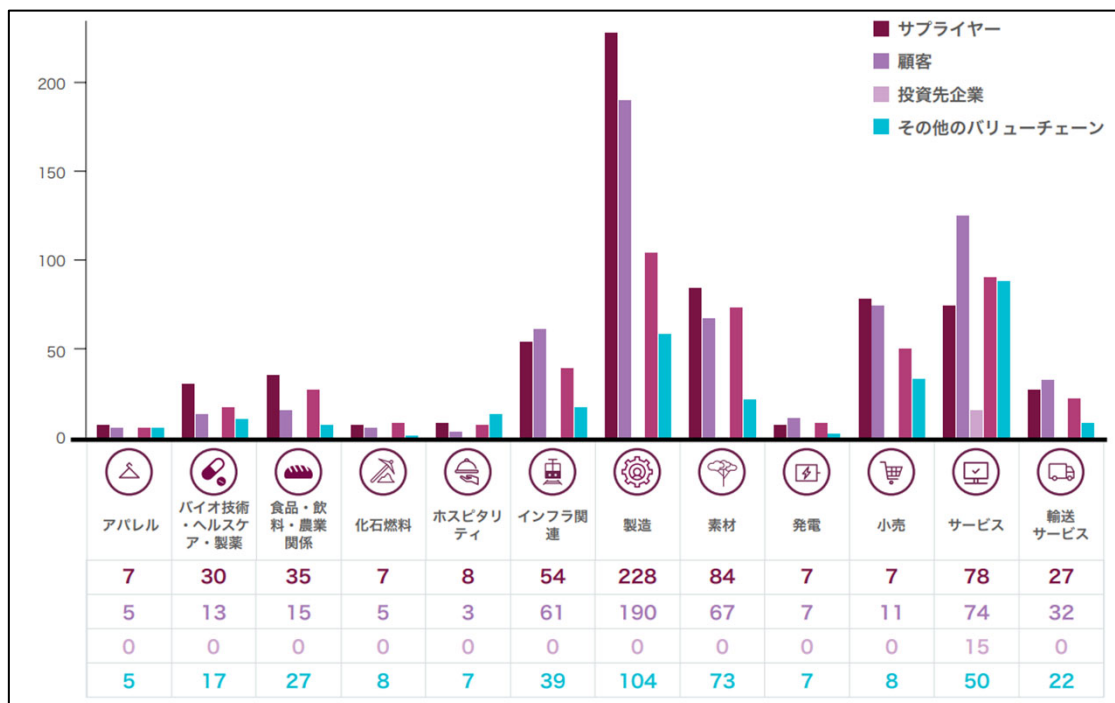
SSBJ「気候関連開示基準（案）」Scope3関連規定

- ◆ IFRS基準に則り、Scope3の開示は必須。
- ◆ 算定方法
 - 原則、GHGプロトコル「コーポレート基準（2004年）」に則る。
 - GHGプロトコル以外の方法で算出した排出量に重要性がある場合、Scope1～3排出量及び絶対総量の合計値を開示し、①GHGプロトコルを用いて測定した排出量、②GHGプロトコルと異なる方法で測定した排出量、を区別して開示しなければならない。

Scope3の算定・活用の広がり CDP回答企業の状況

- 気候関連情報開示プラットフォームの1つであるCDPによると、2022年にCDP質問書に回答した企業（世界18,600社以上）のうち、**約41%の企業がScope3排出量を報告しており、Scope3算定及び開示が徐々に普及している**ことが読み取れる。
- また、日本のプライム市場上場企業（回答企業数1,182社）のうち639社がサプライヤーへのエンゲージメントを実施しており、特に製造業において積極的に取り組まれている。

エンゲージメント実施企業数 (プライム市場上場企業)



サプライヤーと行っている エンゲージメントの種類

Fig. 24: サプライヤーとのエンゲージメントの種類 (プライム市場上場企業 639社/1182社)

※複数エンゲージメントによる重複回答あり

